年　月　日

No.

確　認　書

私は貴店からの動物（種類：　　、数：　　）購入契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を受けたことを確認します。

〒
住所
電話
氏名　　印（自署又は押印）
（第一種動物取扱業者の場合はその登録番号　　）

店名　　説明者

注）この確認書の受領は、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）第２条第７号ヘ及びホの規定により、動物の販売業者に義務づけられているものです。

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、当店の営業活動に限り利用し、その目的以外での利用はいたしません。

動物販売時説明書（鳥類一般）

※注：この文書を説明文書として使用する場合は、必ず「補足資料の添付」を行うようにしてください。

この説明書は、動物の健康及び安全の確保並びに危害又は迷惑等の防止が図られるように、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条の2第2項及び基準省令第2条第7号ホの規定に基づき、動物購入の契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を行うために作成したものです。疑問の点は遠慮なく説明者にご質問いただき、十分な理解のもとに適正に飼養保管されますようお願いします。

Ⅰ．動物（鳥類一般）の特性及び状態の概要（規則第８条の２第２項第1,2,3,11,12,13,14,15,16,17,18号、基準省令第２条第７号ホ(1)(2)(3)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18)関係）

種類・品種：
性別：　オス・メス　　数：
繁殖者 氏名又は名称：　　登録番号又は所在地：

生年月日：　　年　　月　　日　　平均寿命：
（生年月日が不明の場合：推定生年月日　　年　　月　　日、輸入・飼養開始年月日　　年　　月　　日）
成体になったときの大きさ：標準体重　　kg　標準体長（体高）　　cm
その他の大きさ情報
ワクチン接種・投薬状況：未・済

※実施済の場合

	ワクチンの接種年月日と種類	薬の投与年月日と種類
①	年　月　日（　　）	年　月　日（　　）
②	年　月　日（　　）	年　月　日（　　）
③	年　月　日（　　）	年　月　日（　　）

病歴の有無：なし・あり（病名　　）
当該動物の所有者：当該店舗の自己所有・その他（所有者の氏名　　）
個体識別：無・有（種類：マイクロチップ・脚環・その他（　　）、識別番号　　）

Sample

Ⅱ．飼養保管方法

1．飼養施設、用具及び環境（規則第8条の2第2項第4、18号関係、基準省令第2条第7号ホ(4)(18)関係）

(1) 飼養施設、用具

飼養施設は、動物の大きさに応じた十分な広さを備えたものを用意しましょう。排せつ設備、隠れ場、遊具等も必要です。また、清掃等が容易で、逃げ出したりしない構造のもの、突起物等により傷害等を受けるおそれがないものを選びましょう。

○鳥カゴや禽舎等（水禽類は池など）、ツボ巣等の寝床、食器、水入れ、止まり木、遊び道具など。

(2) 清掃等

動物の健康と安全を守るため、定期的に掃除や消毒を行い、適切な衛生状態を維持しましょう。

①敷マット、鳥カゴ等、食器、水入れの清掃は、汚れの程度を見ながら必要に応じて実施。 ②時々、日光や熱湯による消毒を行うこと（中には消毒用の薬剤に弱い鳥もいる）。

(3) 環境

適切な日照や通風等の確保を図り、適切な温度や湿度が維持された飼養環境を確保しましょう。

①極端な暑さ･寒さに弱いので温度管理はこまめに行うこと。また、通気も重要。 ②種によっては、水浴びや砂浴びをするので、必要な設備を設ける必要がある。 ③日光浴が必要。1日15分でもビタミンDの形成を促し、成長を促進する。 ④小鳥類については、猫やイタチなどの外敵に襲われないように管理を徹底する必要がある。

2．食事と栄養管理（規則第8条の2第2項第5号関係、基準省令第2条第7号ホ(5)関係）

動物等の種類や品種、発育状況等に応じて適正に給餌・給水を行いましょう。

(1) 食事の種類

種類によって食性が異なる。フィンチやインコ類のように、主にヒエやアワなどの植物質のものを食べる鳥類から、猛禽類のように魚や肉などを食べる鳥類まで様々であるので、種類によって異なる食性に合せて給餌すること。また、飼育下では不足しがちな、ビタミンやカルシウム等の栄養剤を必要に応じて補給。

(2) 食事の回数や量

1日～2日で食べきる量を飽食（餌の入れ放し）することが多い。猛禽類は1日に1回程度が基本。

(3) 飲み水

いつでも新鮮な水が飲めるように、きれいな容器に入れて置いておきましょう。

(4) 注意すること

動物によっては、与えてはいけない食べ物があるので注意が必要です。また、与え過ぎによる肥満も、動物の健康にとっては好ましくありません。

①人の食べ物は与えないこと。人とは体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の元になるおそれがある。 ②一般に哺乳類と比較すると、ビタミンA欠乏やカルシウム不足による代謝障害（痛風、卵塞など）が多いので栄養バランスには注意が必要。 ③毎日、餌入れの中の殻（カラ）は捨てること。 ④古い餌への新しい餌の追加は不衛生になりがちなので避けること。傷みやすいすり餌は、特に注意が必要。

Sample

3．運動及び休養（規則第8条の2第2項第6号関係、基準省令第2条第7号ホ(6)関係）

動物の習性等に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保するようにしましょう。

①日没後は消灯し、静かな環境に置くこと。
②フィンチやインコ類などは、鳥カゴ等から出して特別に運動等をさせる必要はないが、手や肩に乗せたりして遊んであげることがお互いのスキンシップを深めることになる。また、猛禽類などについては、飛ぶことができるように、広い飼育舎を用意したり、ハトについては放飼することが必要な場合もある。
③種類によっては、止まり木等の遊具等の設備を備える必要がある。

4．しつけ（規則第8条の2第2項第18号関係、基準省令第2条第7号ホ(18)関係）

特に注記すべきことはありません。逸走には、くれぐれも注意しましょう。

①ブンチョウやオカメインコなどを手乗りにするためには、手の平に乗せて餌を与えたり、名前を決めて呼びかけながら軽く手で触れるなど、少しでも多く接触すること。
②オカメインコなどのおしゃべりを覚える種類の鳥もいる。餌を与えるときや外に出して遊んでやるときに、名前や一つの言葉を覚えるまで、根気よく繰り返すのがコツ。

5．手入れ（規則第8条の2第2項第18号関係、基準省令第2条第7号ホ(18)関係）

動物の健康を保つためには、日頃の注意深い観察が必要です。

①哺乳類等に比べて、弱くて死亡しやすい。特に小鳥類はその傾向が強いので、早期発見･早期治療が重要。
②羽毛をふくらませて、目を閉じてじっとうずくまっているときは、健康状態が悪いときであることが多い。また、動作、餌の消費量、便の状態などは、健康をチェックする重要な手がかりになる。

6．病気（規則第8条の2第2項第7号関係、基準省令第2条第7号ホ(7)関係）

(1) かかりやすい主な病気
動物の種や品種によりかかりやすい病気があります。

①鳥類一般：肥満、卵塞、風邪、毛引き(羽つつき)など
②フィンチ類：皮膚真菌症、トリコモナス感染症など
③カナリア：肝臓疾患など
④キュウカンチョウ：ヘモクロマトーシスなど
⑤セキセイインコ：脚弱、疥癬症など
⑥ラブバード(ボタンインコ、コザクラインコなど)：風邪など
⑦オカメインコ：そ嚢炎、カンジダ症など
⑧大型のオウム･インコ類：サーコウイルス感染症など
⑨ハト：ニューカッスル病、封入体肝炎、サルモネラ症など
⑩ニワトリ：ニューカッスル病、高病原性鳥インフルエンザ、マレック病、伝染性ファブリキウス嚢病、マイコプラズマ病、サルモネラ症、コクシジウム症など
⑪ウズラ：ニューカッスル病、マレック病、サルモネラ症、潰瘍性腸炎など
⑫アヒル、ガチョウ：アヒルウイルス性肝炎、アヒルウイルス性腸炎、ガチョウパルボウィルス感染症、モラクセラ感染症
⑬猛禽類：アスペルギルス症、し瘤症など

Sample